

2003年7月18日

クラス3 (P&I)メンバー各位

船荷証券 - 貨物の引き渡し - 大韓民国と中華人民共和国 (Bills of Lading-Delivery of Cargo-The Republic of Korea and the People's Republic of China)

(譲渡可能)船荷証券の提出を受けぬまま貨物を引き渡したために生じる責任は、クラブ理事会単独の裁量で別途決定しないかぎり、普通クラブ・ルールでは担保されぬことは申すまでもないことと思う。2001年2月のサーキュラー、「船荷証券-貨物の引き渡し」と題するもので、(譲渡可能)船荷証券の提出なしに貨物を引き渡すよう要請された場合各位でご使用いただくべき「銀行の補償担保つき標準補償状」の改訂書式をお示し申し上げた。以後(国際グループ所属)クラブの多数は、メンバー各位が大韓民国と中華人民共和国(以下韓国および中国と略称)の諸港湾における貨物の荷揚げと引き渡しの際に逢着する問題を知るに至った。それらの港湾では荷揚げされた貨物は荷受人に引き取られるまで保税倉庫か税関の管理下にある一時的保管区域に蔵置される。

このサーキュラーを差し上げるのは以下の理由による。すなわち、

- A. メンバー各位に次のとおりご注意申し上げるため。
- i. (譲渡可能)船荷証券のもとで運送された貨物は、当該船荷証券の提出を受けずに引き渡すべきではない。そのような引き渡しから生じた債務ならびに費用は普通クラブ・ルールでは一切担保できないからである。それでもなお(譲渡可能)船荷証券原本の提出を受けずに貨物を引き渡すことをお選びになるのであれば、引き渡しは2001年2月のサーキュラーで使用をお勧めした「銀行の補償担保つき標準補償状」書式による補償状を受け取ることができた場合に限るようお勧め申し上げます。そのような補償状の発行を求める場合でも、前以てその署名と発行にかかわる者の補償能力と権限の十分に満足すべきものであることをお確かめになるようご注意申し上げます。
 - ii. 用船契約書に、補償状が発行されれば船荷証券の提出がなくとも船主は貨物の引き渡しを認める旨の条項を明文で挿入するよう用船者より求められることは珍しくない。しかしくれぐれもこのような条項を受諾なさらぬようにと申し上げます。そのような要請があればご回答に先立ちマネジャーまでご相談いただきたい。
 - iii. 船荷証券の提出なくして貨物を引き渡すよう求められた場合、用船者や再用船者の個人的(銀行による補償担保の裏付けのない)補償状と引き換えに、または(譲渡可能)船荷証券の(原本や謄本ではない)写しと引き換えに、引き渡しに応じることのないようご注意申し上げます。

- B. 韓国と中国の港湾で荷揚げするメンバー各位に、その法的立場を保全するための指針を以下のとおり追加提供申し上げるため。

1. 韓国

韓国の港湾では貨物はしばしば荷揚げ後保税倉庫で荷主の引き取りを待つ。保税倉庫は荷受人の所有するいわゆる「自家用」保税倉庫であるか、荷受人とは無関係な民間会社の所有・経営するものかのいずれかであるが、いずれの場合でも運送人は貨物の引き渡しに先立ち、責任をもって(譲渡可能)船荷証券原本の提出を受けるよう努めなければならない。韓国法では、運送人またはその代理人が貨物の管理・監督権を他の当事者に委譲したときをもって貨物の引き渡しがあったとする。ただし CY/CY 貨物(コンテナ・ヤード受け/コンテナ・ヤード渡し貨物)の場合は、貨物が揚げ地のコンテナ・ヤードを離れた時点でその引き渡しがあったとされる。[この「ただし」以下の例外は一般的にはこの通りであるが常にそうとは言えないことにご注意いただきたい。] 故に「自家用」保税倉庫の場合には、貨物が運送人の管理・監督の手を離れた時点、すなわち普通貨物が船上より船側に移されたときに事実上引き渡しが行われたと考えられる。貨物が民間倉庫に搬入された場合には、貨物が同倉庫から搬出されるまでその管理・監督権は運送人のもとに残り、同倉庫から搬出されて初めて荷主への引き渡しがあったとされる。

多くの事例で、貨物は船荷証券の提出を待たずに倉庫から搬出されているが、これは倉庫が民間倉庫であっても「自家用」倉庫であっても同じである。それらの事例の一部では、貨物の引き渡しを受けた荷受人は船荷証券の所持人ではなかった。後になって、船荷証券の所持人、すなわち普通銀行がそれにあたるどころの船荷証券の所持人より、荷受人から支払いを受けられぬため、または貨物を回収できぬために生じた損害の賠償請求が運送人に提出されることになる。

運送人が如上のリスクから自身を護る手段には次のようなものがある。

- i. 運送人が船荷証券の提出を受けることなく貨物の管理・監督権を手放すよう、すなわち貨物を引き渡すよう求められた場合、上述の「銀行の補償担保つき標準補償状」の差し入れのない限りにこれに応じぬこと。
- ii. 運送人には貨物を荷受人側「自家用」倉庫あてに荷揚げする義務はない。利用可能な民間倉庫があれば、貨物はそちらへあてて荷揚げすることを主張できる。または、船荷証券の提出乃至「銀行の補償担保つき標準補償状」の差し入れのいずれかがあるまで、運送人は貨物の管理・監督権を自らにとどめおくこと。
- iii. 運送人が民間倉庫あてに荷揚げする場合、運送人は民間倉庫の所有者との契約に次のような条件を付すること。すなわち、船荷証券の提出なく、または運送人の承諾なく貨物を引き渡さぬこと。それにもかかわらず船荷証券の提出のないまま、または運送人の承諾のないまま貨物が引き渡された場合、倉庫の所有者は運送人の損害を補償すべきこと。しかし倉庫側へ補償の履行を実際に強制できぬ場合、クラブの P&I 担保はすでに損なわれているため、メンバー各位は損害を自ら負担しなければならなくなる。

またメンバー各位は、究極の(倉庫業者などに対する)補償履行の強制を試みることの是非も、補償状を発行した者の支払い能力が(補償担保期間中)損なわれず継続しているか否かなどのさまざまな要素次第であることにご注意いただきたい。

多くの場合荷主が銀行がそれに該当する「着荷通知先」が船荷証券に載っていれば、運送人が貨物の管理・監督権を委譲する前に、そのような「通知先」の意向をたずねべきである。

また、(譲渡可能)船荷証券の提出を受けても、先ず船荷証券がその持参人に宛てて裏書譲渡されたものであることを確かめることなく韓国港湾で貨物を引き渡すことのないようご注意申し上げる。マネジャーは、韓国の銀行は地元の荷受人に船荷証券を引き渡す際、荷揚げが支障なく行われ貨物の引き渡しに遅れがでぬよう、船荷証券の裏書でその荷受人を被裏書人に特定することを避け(すなわち裏書を無記名裏書・白地裏書にとどめ)、同時に(信用状による)信用供与期限を延長することのあったことを承知している。韓国の裁判所は、このようにして行われた運送人による貨物の引き渡しを不法なものとしている。

2. 中国

中国の港湾では、荷揚げは船舶から税関の管理する倉庫が一時的保管区域へ向けてなされ、同所で荷主が船荷証券と引き換えに貨物の引き渡しを受けることになる。しかし偽造された船荷証券を使って貨物の引き渡しを受ける事例があり、このような場合税関職員、船社代理店やターミナル・オペレーターの従業員などが犯行を承知していた可能性がある。少なくともその一件では官署の上層部におよぶ収賄疑惑が浮き、調査のすえ多数の税関職員が逮捕された。

中国の港湾では、運送人が荷揚げ後の貨物にその管理・監督権を効果的におよぼしモニターすることは困難なうえ、税関職員、船社代理店、ターミナル・オペレーターに対する償還請求権の行使は無理と考えられるので、運送人は自己防衛のため次のような手段を講じなければならない。

- i. 運送人が船荷証券原本の提出のないまま貨物の引き渡しを求められた場合、上述の「銀行の補償担保つき標準補償状」の差し入れのみを条件にこれに応じること。
- ii. 運送人には船荷証券の提出を待たずに貨物を引き渡す義務はなく、船荷証券が提出されるまで、または「銀行の補償担保つき標準補償状」が差し入れられるまで、貨物の管理・監督の権利を維持することができる。また場合によっては裁判所への申し立てにより、貨物の引き渡しは船荷証券の提出があつてのみ行われるべきこととする決定(命令)を求めることもできる。
- iii. さもなければ、船主利益の保護のため代理人や弁護士を任命し、荷揚げした貨物を税関の管理・監督のもとにとどめることを考慮すべきである。この場合の条件については上述の第1項第iii目を参照のこと。さらにそれが可能な場合、運送人は直ちに貨物に先取特権を設定し、必要な倉敷料が支払われぬまま貨物が引き渡されることのないよう配慮すべきである。

上述の勧告は当クラブへ加入する船主と用船者の双方に等しく宛てられたものである。

以上

同様のサーキュラーがP&I国際グループ所属の他クラブからも発行される。